○上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会条例

令和５年４月１２日条例第２５号

上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８１条第４項の規定に基づき、上尾伊奈資源循環組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審査会は、委員３人をもって組織する。

２　委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

（委員）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

（会長）

第４条　審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審査会は、２人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第６条　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は、事務局において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。